

前橋市監査委員公表第5号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年5月11日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

# 財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和4年4月11日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象団体：部落解放同盟前橋市協議会】</b></p> <p><b>1 出納事務について（指摘事項）</b></p> <p>(1) 出納事務について</p> <p>団体の出納事務において、支出命令書は支払を行った後に事後報告され、まとめて決裁を受けていた。また、通帳、印鑑、キャッシュカードの管理及び現金の取扱いを会計担当者が1人で行っていた。</p> <p>出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、支払を行う前に支出命令書の決裁を受け、複数人で処理する体制を整備するよう改善されたい。</p> <p>(2) 収入及び支出の計上について</p> <p>団体の出納事務において、団体の収支に計上すべき収入及び支出で、入金書及び支出命令書が作成されていないものがあつた。</p> <p>出納事務については、収入及び支出の手続を適正に行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 預金口座の活用について</p> <p>団体の出納事務において、多額の会費収入があるが団体の預金口座に預入れされておらず、収入に係る証拠書類が残されていなかった。また、支払事務では預金口座からまとまった金額を引き出して会計担当者が現金で保管し、必要に応じて支払を行っていたが、手許現金についての現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、収入及び支出に係る証拠書類を整え、収入があつたものについては団体の預金口座に預入れするとともに、手許現金についての現金出納簿を作成し、支払の都度記帳するよう改善されたい。</p> <p><b>2 出納関係帳票について（指摘事項）</b></p> <p>支出命令書に添付する支払証拠書類において、領収書に日付や宛名の記載がないもの、領収書等の添付がないものがあつた。また、会議等に参加した際の車代及び昼食代、講師謝金を現金で支払っているが、各受領者から領収書を受領しておらず、支払証拠書類の添付がないものがあつた。</p>	<p>出納事務について、令和4年度から支出命令書の決裁を受けてから支出することを徹底するほか、通帳やキャッシュカード等の管理や現金の取扱いについて会長と会計の複数人で処理する体制を整備し対応していくことを決定した。</p> <p>団体の収支にすべての収入及び支出を計上し、書類を作成することを決定した。</p> <p>団体の収入及び支出は、預金口座を活用することとし、手許現金は現金出納簿により管理することを決定した。</p> <p>支払証拠書類について、日付や宛名の記載の徹底を図るとともに、すべての支払いに領収書等の証拠書類の作成、添付を行うことを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>支払事務については、必要事項を明記した証拠書類を徴するよう改善されたい。</p> <p><b>3 借入金について（指摘事項）</b>  団体の運営資金において、市補助金が交付されるまでの間、必要な資金を借入れして団体の支出に充てているが、借入金をその都度団体の預金口座に預入れせず、借入れ及び返済についての入金書及び支出命令書も作成していなかった。  借入金については借入時や返済時に団体の収支に計上し、また、事故防止や不正防止の観点から団体の預金口座に預入れするよう改善されたい。</p> <p><b>4 内部統制機能の強化について（要望事項）</b>  団体の出納事務において、事務処理上の問題があり、組織として会計処理が適正に行われているとは言い難い状況であった。  このことは、事務処理体制の内部統制機能が不十分であることが要因と考えられる。  指摘事項等も含め、事務改善に向け市所管課とも連携しながら内部統制機能を強化し、適正な出納事務となるよう努められたい。</p> <p>【監査対象所属：社会福祉課】</p> <p><b>1 補助金の概算払について（指摘事項）</b>  部落解放同盟前橋市協議会への補助金において、概算払により補助金を支出しているが、概算払を必要とする理由書に添付された資金計画書は、借入金についての記載がなく、概算払の時期までに団体の収支がマイナスで記載され、団体の収支の実態を正確に表していなかったが概算払を決定しており、審査が十分であったとは言い難い状況であった。  補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 団体への適切な指導について（要望事項）</b>  部落解放同盟前橋市協議会の出納事務において、事務処理上の問題があり、組織として会計処理が適正に行われているとは言い難い状況であった。  所管課において、当該団体が被補助金等交付団体として適正な出納事務が行えるよう指導されたい。</p>	<p>資金を借り入れる場合、借用証や入金書などの書類を作成するとともに、預金口座へ入金し、団体の収支に計上するなど適正に管理することを決定した。</p> <p>出納事務について、会長と会計のダブルチェックの徹底や不明な点等が出た場合は、市所管課への相談を行うなど内部統制機能の強化とともに、適正な出納事務となるよう努めることとした。</p> <p>概算払を決定する際は、団体の収支を正確に資金計画書に記載するよう指導し、そのうえで概算払を必要とする理由書の内容を精査するとともに、計画書の審査を行い、補助金等交付規則などに基づいた事務処理とすることを決定した。</p> <p>団体の出納事務について、適正に処理がされるよう補助金の所管課として、指摘・要望事項への対応を確認し、補助金等交付要項などに基づいた事務処理の徹底が図れるよう指導を行った。今後も適正な出納事務が行えるよう引き続き指導を行うことを決定した。</p>